

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 平成 28 年度臨時社員総会議事録

日時：平成 29 年 3 月 25 日（土） 13：00～14：50

場所：聖路加国際大学 アリス・C・セントジョン メモリアルホール  
（〒104-0044 東京都中央区明石町 10 番 1 号）

総社員数：254 名

出席社員数：245 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：254 個

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：青森県立保健大学 村上眞須美、国立看護大学校 杉山文乃

出席役員：代表理事：上泉和子（議長・議事録作成者）

理事：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美、内布敦子、中野綾美、小松浩子、山本則子、荒木田美香子、鈴木志津枝

監事：高田早苗、村嶋幸代

### 配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 28 年度臨時社員総会次第
2. （資料 1）常任理事設置に関するこれまでの経緯
3. （資料 2）一般社団法人日本看護系大学協議会 定款
4. （資料 3）一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則
5. （資料 4）一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程
6. （資料 5）常任理事服務規程
7. （資料 6）一般社団法人日本看護系大学協議会 理事職務規程
8. （資料 7）一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考委員会規程
9. （資料 8）一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者募集のお知らせ
10. （資料 9）「ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) のご紹介と登録のお願い
11. （資料 10）その他の報告事項

司会：日本看護系大学協議会 理事 宮崎美砂子

### 開会（13 時）

#### 1. 代表理事挨拶（上泉和子代表理事）

開会に先立ち上泉代表理事より、以下の挨拶があった。

年度末の忙しい時期の臨時総会開催であるが、多数の参加があったことに感謝する。本日の審議事項は、昨年度から継続している議案 1 件である。平成 29 年度から新体制で進みたいと考えているので、ご審議並びにご協力をお願いしたい。

#### 2. 議長ならびに議事録署名人選出（上泉和子代表理事）

定款第 15 条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は上泉和子代表理事が務めることが説明された。

また、定款第 19 条「社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名を選任して署名押印し 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、沖縄県立看護大学 嘉手苺英子氏、摂南大学 後閑容子氏が選出されたことが報告された。

#### 3. 議事

12 時 50 分現在、出席数 174 校、代理人または議長への委任状を含めた議決権は 24 校、合計 198 校となり、過半数の 128 校以上であることから、定款 16 条に基づき、議事を進めることが報告された。

## 【審議事項】

本日の審議事項は1件であるが、2件の報告事項はいずれも審議事項と密接に関連している事項であることから、審議事項・報告事項についてすべて説明後に質疑応答を行い、一括で採決を行うことが説明された。

### 1) 常任理事の設置に係る、定款、定款施行細則、ならびに役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定について

#### ①これまでの経緯の説明

これまでの経緯として、上泉代表理事から資料1に基づき以下の内容が説明された。

平成28年度の定時社員総会において、本会に常任理事をおくこと、常任理事の報酬は、上限1,000万円以内とすることが可決された。常任理事の職務、選出方法、定款、定款施行規則等の改定は、次回の社員総会で審議することとなった。

理事会で検討した提案事項は、次の4点である。①常任理事は業務執行理事とすることができる、常任理事は2名以内置くことができ、内1名を業務執行理事とすることができる（定款第23条第3項）、②選出方法については、常任理事については公募とすること、選考委員会を設置し、応募者の中から常任理事候補者を理事会に推薦すること、理事会で理事候補者を選出する、理事を社員総会で選任すること（常任理事服務規程、定款施行細則第2条）、③職務内容について「常任理事服務規程」を策定し、常任理事推薦基準を定めること、④すべての役員の任期を3期6年とする（定款施行細則第6条）ことが提案された。現在の任期は2期4年であるが、3期6年に変更した理由は、事業の継続性を保つこと、多くの大学の方々に理事等を担当していただきたいという考えからである。しかし、現状では社員の変更が多く、理事も任期途中での変更となる場合があるため、同じメンバーで3期6年を行うことは殆ど考えられない。また、現在の規程では、理事と監事を交互に担当することが可能なため、同一人が何年も理事と監事を継続することができる定義になっていることから、今回の改定では全ての役員を合わせて3期6年とするという提案である。

付加的な規程改定について以下の6点の提案があった。1) 副代表理事に、代表権を与えることで業務執行権が付与される（定款第23条第1項と第2項）、2) 「責任の免除又は限定」の条項の追加（定款第26条）、3) 補欠役員の選任決議の効力を2年後の定時社員総会までとする（定款第22条の第2項と第3項）、4) 役員の権利義務規定の追加（定款第24条第4項）、5) 役員候補者選挙規程において、被選挙人について修正した（役員候補者選挙規程第2条）、6) 「役員選出規程」を改め、現状に即して規程の内容を改定し、「役員候補者選挙規程」に名称を変更する。

#### ②定款等3つの規程の改定箇所の説明

上泉代表理事から、資料2～4に基づき説明があった。

定款の変更については、以下の通り（資料2）

<削除及び追加>

- ・第11条 第2項：4行目に（以下「法人法」という）を追加
- ・第22条第1項：1行目に（以下本条において「役員」という）を追加  
5行目に「理事及び監事の候補者の選出方法については、定款施行細則に定めることとする」を追加
- ・第22条第2項：役員が欠けた場合に補欠の役員を選出できることについて追加
- ・第22条第3項：補欠役員の選任に係る決議の有効期間について追加
- ・第23条第1項：副代表理事を1人置くことを追加
- ・第23条第2項：代表理事と副代表理事を法人法上の代表理事とすることを追加
- ・第23条第3項：常任理事を2名置くことができ、1名を業務執行理事とすることを追加
- ・第23条第4項：代表理事、副代表理事、常任理事は理事会の決議により理事の中から選定することを追加
- ・第24条第1項：再任は1回を限度とする記述を削除
- ・第24条第4項：理事及び監事が任期満了後に、定員を欠いた場合、新たな選出者が就任するまで職務を行う権利義務を有することを追加

- ・第26条：責任の免除又は限定について、下記の通り新たに設ける  
(責任の免除又は限定)

第26条 本法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

以下、条項番号を順次修正

- ・第27条：(6)に副代表理事、常任理事及び業務執行権を持つ常任理事を追加
- ・第33条：副代表理事、業務執行権を持つ常任理事を追加
- ・第34条：「出席した」という文言を追加
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・第4章：理事、監事及び代表理事→役員に修正
- ・第23条：代表理事→代表理事等に修正

#### 定款施行細則の変更については、以下の通り（資料3）

<削除及び追加>

- ・第2条：理事候補者について、選挙理事候補者、指名理事候補者、常任理事候補者の3種であることを追加
- ・第3条：監事候補者の選出について追加  
以降条項番号を適宜修正
- ・第5条：役員の補欠候補者について追加
- ・第6条：役員の任期について追加
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・第4条：役員の人数→役員候補者の人数に修正  
各役員候補者の人数について修正

#### 役員候補者選挙規程の変更については、以下の通り（資料4）

<削除及び追加>

- ・規程前文：「第3条」「候補者選挙」の文言を追加
- ・第2条：役員の候補者の条件について追加
- ・第11条・第12条：削除 以降条項番号を適宜修正
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・規程名：役員選出規程→役員候補者選挙規程に修正
- ・第3条：理事の選出→選挙理事候補者の選出に修正
- ・第4条：監事の選出→監事候補者の選出に修正

#### 【報告事項】

質疑応答に先立ち、上泉代表理事から理事会で承認された事項について説明された。

##### 1) 常任理事服務規程、理事職務規程について

資料5・6に基づき上泉代表理事から説明があった。

##### 2) 常任理事候補者選考委員会の設置と常任理事候補者の募集について

資料7・8に基づき上泉代表理事から説明があった。

#### 【質疑応答】

<日本赤十字豊田看護大学 鎌倉先生>

質問：定款第22条の修正について、5頁の上から3行目の「理事及び監事の候補者の選出方法」と表現されて

いる部分は、それ以前に説明があるため、「役員候補者の選出方法」という表現でよいのではないかと。

第23条第2項に代表理事は複数名置くという記載があるが、一般社団法人法上可能であるのか。

回答：第22条「理事及び監事」を「役員」に変更することについては、司法書士に確認のうえ、修正については議長に一任されたい。

第23条の代表理事を複数名置くことについては、一般社団法人法上複数置くことが可能であると定められているため、このような表現になっている。

<横浜市立大学 叶谷先生>

質問：定款23条4項について、代表理事、副代表理事、常任理事は、理事の決議により理事の中から選定するとある。理事についての定義は、選挙理事や指名理事、常任理事と定められている。常任理事は通常他の理事とは違う選出をするが、選挙理事や指名理事から選ぶことが可能であると読み取れる。どのように解釈したら良いか。常任理事は常勤理事なので、選挙理事や指名理事は社員から選ばれるので、矛盾があるのではないかと。

回答：これは、法人法上の定義の中にあるもので、社員総会で選ばれるのは理事という表現しかない。その中から代表理事・副代表理事を理事会で選んできた。常任理事についても社員総会では理事として選ばれる。このため、23条4項では、代表理事、副代表理事、常任理事が理事会で選ばれるという表現になっている。

<富山大学 長谷川先生>

質問：定款第23条4項について、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定するとある。常任理事を公募し理事会が面接するというような、理事以外が応募してくるというように読み取れるが間違いか。

回答：理事以外の方が応募してくると考えている。その方を選考委員会で理事会に推薦し、複数あった場合は順位をつけて総会に諮ることになる。総会で、その方が理事としてどうかということを審議して認めていただくことになる。その後開催される理事会で、その方を常任理事として選定することを理事会で決めるという順序になる。大変複雑になっている。

質問：総会で理事に承認されないと常任理事になれないことを、公募の文章に記載しないと誤解を生じるのではないかと。

回答：資料8 常任理事候補者募集（案）のお知らせを見ていただきたい。お認めいただければこのような形で募集をしたいと考えている。5「選考方法と結果報告」に選定のプロセスを記載している。裏は申込書になっており、他薦の場合は2番も記載してもらうことになっている。5「選考方法と結果報告」に、社員総会後理事会で決定するという文言を追記することも検討する。

<岐阜大学 杉浦先生>

質問：23条の話を聞いていて、第4項は代表理事、副代表理事として、第5項を設けて、常任理事として常任理事は理事会の議決により常任理事候補者から選定するという文言になっていると自分自身が納得できるが、このようには書けないものなのか。

21条に監事人数は2人以内と記載されているが、資料3 定款施行細則第4条に、役員候補者の監事候補者2名になっている。以内という表現を削除した理由を聞かせていただきたい。

意見として、資料6 理事職務規程1条のカッコを閉じたところに「に」という文字が必要ではないかと。

回答：第23条4項について、第23条に候補者のことを書くのは、定款上ふさわしくない。定款では、理事を選定するというので、候補者という表現を使わない。候補者は、施行細則で説明する。

定款では「2名以内」と範囲を持たせているのに対して、実際に選挙で選出する監事候補者を2名と決めたということです。資料6の1行目に「に」を追記する。

<横浜市立大学 叶谷先生>

質問：常任理事は、代表理事や副代表理事にならないという解釈でよろしいか。

回答：常任理事は、公募で選ばれる人であり、代表理事、副代表理事にはならない。

<高知大学 栗原先生>

質問：23条4項は論理的に矛盾があるのではないかと。理事会は事前に候補者を決めて選出しているが、またその中から理事として2度選んでいる。扱いを変える必要があるのではないかと。司法書士と相談して分かりやすい表現にする必要があるのではないかと。

回答：この点については、事前に何度も司法書士と相談した。定款上は、総会で理事を選び、その後の理事会において理事に承認された方の中から常任理事になる。大変分かりにくい手続き上のことであるのでご承知おきいただきたい。

<豊橋創造大学 大島先生>

質問：定款や規程などは、読めばわかる内容にした方が良く、ご理解いただきたいという内容では、メンバーが変わっていくので、その文言を読めばその内容だと分かる内容にしておくべきではないかと。司法書士は、私たちが理解できないという状況があってもそちらの方が良いということになるのか。先ほどの23条4項を読むと分からなくなる。あとの常任理事の服務規程等も理事会で決定するとなっている。本当は総会で選ばれてから後の話になるということか。文言を読みながら、内容を確認したいが、今のこの段階で理解ができたとして、文言に反映する必要があるのではないかと。

回答：一般社団法人法に基づき、定款を定めている。それに基づいての表現である。一般社団法人法をお読みいただくことになろうかと思う。私たちが何度も司法書士に伝えて相談した結果である。

<高知大学 栗原先生>

質問：定款を見ると代表理事は誰がなっても良いことになっているように読み取れる。運用上は無いと思うが、担保されているのか。

回答：文言上は、そうなるが、総会では常任理事候補者を理事として認めていただくことになるかと。なるため、常任理事候補者が理事会で選ばれて、代表理事になるということはないと思う。選出は資料1 2) ②Cにある、公募して応募された方から選出するという文言を使っている。理事を社員総会で選任するとしているが、これは、理事候補者を理事と認めるか、という表現で、選任となっている。理事会では選定するという表現になっている。それぞれ、違う表現をしている。この点は、定款並びに一般法人法の中に規定されていることに基づいてこの表現を使用している。

<大阪青山大学 瀬戸口先生>

質問：理事の業務が多岐にわたり兼任では難しいので、常任理事を決めて活動してもらおうという趣旨で提案され、賛成多数で可決されたという経緯であった。常任理事の方の給料を出してやって頂こうということであった。資料7には常任理事の選考規程があり、常任理事と他の理事は少し性格が違うのではないかと。定款の23条は表現を整理した方がよいのではないかと。

回答：常任理事、代表理事、副代表理事は職務が異なる。社員総会で、選任されるのは理事である。そのあとに開催される理事会で、常任理事、代表理事、副代表理事が決まるということで定款に定めた通りである。

<日本赤十字広島看護大学 小山先生>

質問：司法書士の方の方が正しいと思うが、分かりにくい。分かりやすい方がよいのではないかと。第23条の3項は、第22条に入れた方が、文章が整理され、分かりやすいのではないかと。

回答：定款ならびに法人法の規定により、このような表現になっている。理事の種類については、定款施行細則をご覧いただきたい。資料3 第2条に候補者の種類として詳細が記載されている。あくまで総会で選ばれるのは理事であるのでご理解いただきたい。

<日本赤十字豊田看護大学 鎌倉先生>

意見：定款と施行細則では、定款の方が上位規程となる。定款で定められたことを施行細則に降ろしていくことになる。定款23条4項については、常任理事、代表理事、副代表理事は理事会の決議によって理事の中から決定することだけが決められるため、その他を施行細則で決めるということになる。ここで問題

になるのは、社員総会で常任理事が理事として選定されるということが押さえられていれば問題は無いと解釈しました。

回答：ありがとうございます。おっしゃる通りです。

<国際医療福祉大学 坪倉先生>

意見：このままで良いのではないか。理事会を開くまでもなく、団体の中では先決事項がいろいろとあるのではないか。先決事項として業務を遂行し方向性を決めるという意味では、理事会でいろいろ決めることが必要であると思う。そこで27条のような要素を持つために、23条のように規定するのは問題ないと思う。

回答：たくさんご意見をいただき、この文言がどのようにしてできたか、理解を深めることがお互いに来たと思っている。法人法上の定めによる表現としてお認めいただければと思っている。

<藍野大学 菅田先生>

質問：一般社団法人は、理事会と監事は必置なのか。

回答：必置である。定款6条に記載されている。

<神奈川県立保健福祉大学 村上先生>

質問：資料3 定款施行細則 第2条について、指名理事候補者と選挙理事候補者は社員の中からと書かれていて、常任理事候補者は、社員に限らずと書かれている。社員以外ではなく、限らずという表現になっている理由を説明していただきたい。

回答：社員でもいいということである。

質問：社員では報酬の問題が生じないか。

回答：現実的には社員が常任理事というのは難しいと思うが、そのような場合も想定してこのような表現にしている。

**<投票> 投票時点での出席社員の議決権数（委任状出席を含む）は、246 票**

#### 4. その他の報告事項

##### 1) 「ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ)」のご紹介と登録のお願い（小松理事）

資料9をもとに説明があった。

データベースの登録は、254校のうち30%弱である。登録方法は本日の資料に記載されているので、参考にしていきたい。登録をすることで、それぞれの比較ができ、学生を呼び込むことにつながるため、ぜひご活用いただきたい。写真は3つ掲載が可能であるが、規定のサイズから外れると、写真がゆがむことがあるため、注意が必要である。

広報として、会員校の情報を広く社会に伝えることが大事である。本日の配布資料の中のリーフレットは、平成28年度（会員254校）のデータで作成したものである。本日は1部のみ配布であるが、ホームページからもダウンロードできるので、今後オープンキャンパス等で活用していただきたい。

雑誌のNURSE+は、看護系大学・学部のみを対象にした進学情報誌で、受験生に渡るものである。本雑誌に、看護系大学に関する動向、JANPUの活動などについて記事を掲載している。併せて、理事会での審議を経て本雑誌の裏表紙の裏面にJANPUの広告を掲載した。学生たちがYouTubeで情報を得ることができるようにQRコードを付けており、スマートフォンからのホームページへのアクセスを期待している。

##### 2) 平成29年度の会費納入について（宮崎理事）

資料10に基づき説明があった。

平成29年度より会費は、23万円である。平成28年の6月20日定時社員総会で会費値上げが承認可決された。4月第1週に請求書を郵送する。納入締切は5月31日（水）である。よろしくお願ひしたい。

### 3) 平成 29 年度定時社員総会開催日時と場所の案内

平成 29 年度の定時社員総会は 6 月 19 日（月）に日本教育会館一ツ橋ホールで開催する。

### 4) その他

- ①平成 29 年度の社員届の提出をお願いしたい。3 月 25 日現在、60 校が未提出である。社員（＝代表者）が未定の大学は、事務局まで早急にメールでお知らせいただきたい。
- ②電子名簿の入力について、本年度の入力確定期日は 3 月 31 日（金）まで、平成 29 年度の入力は、4 月 1 日より開始である。
- ③明日、日本看護系大学協議会共催の研修会が予定されている。聖路加国際大学日野原ホールにおいて、公開シンポジウム 分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準案を提示するのでご意見いただきたい。JANA 主催の安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか、110 億円の防衛予算意見案について意見書を出した。学術会議では戦争のための研究をしないとしたが、各大学の取り組みはこれからである、13 時～15 時まで日野原ホールで討論会を行うので、東京に残ってご参加いただきたい。（内布理事）

#### ◆開票結果 常任理事設置に係る、定款、定款施行細則、役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定について

定款変更の決議は定款第 16 条第 2 項により、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行い、定款施行細則と役員選出規程の改定の決議は定款第 16 条第 1 項により、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこととしており、決議の方法が異なる。今回は一括承認とするため定款の決議の方法で行うことが上泉代表理事より説明された。開票の結果は、投票時点での委任状を含む出席社員の議決権数 246 個のうち、賛成 224 個、反対 22 個であり、賛成が総社員の半数以上あって、総社員の議決権数の 3 分の 2 以上である 170 票以上となり、定款、定款施行細則、役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定については可決されたことが報告された。

閉会（14 時 50 分）